

企業型DC加入者掛金・個人型DC(iDeCo)掛金にかかる 年末調整等の対応について

- ・ 企業型DC加入者掛金および個人型DC(iDeCo)掛金の年末調整等の対応について、一般的な事例を紹介しております
取扱いの詳細については所轄の税務署・ご担当の税理士等にご照会くださいますようお願い申し上げます

2022年12月1日作成
確定拠出年金管理部

当資料は2022年12月1日時点の法律、情報をもとに作成しております

※ 本資料に掲載しておりますWEB画面はイメージです実際のものとは異なる場合があります

Index

- | | | |
|---|-----------------------|---|
| 1 | 企業型DC加入者掛金について | 3 |
| 2 | (ご参考)企業型DC加入者掛金のご確認方法 | 5 |
| 3 | 個人型DC(iDeCo)掛金について | 6 |
| 4 | (ご参考)中途退職者・入社者の取扱い | 8 |

1 企業型DC加入者掛金について

加入者掛金について

- 企業型DCの加入者掛金は、当月分(翌月拠出)を翌月支払い給与から天引きします
- 給与の課税計算は、加入者掛金を控除した上で行います
- 過大控除があった場合は、超過額の戻入を行うため、税金計算、給与明細の修正が必要です
- 加入者掛金の課税方法や年末調整の方法は、**社会保険料の取扱いと同様**です
- 加入者掛金は、全額が**小規模企業共済等掛金控除**の対象となります

※ 賞与・給与が原資のDC制度の掛金は、加入者掛金ではなく、事業主掛金の取扱いとなります

加入者掛金の管理・対応について

- 加入者掛金は社会保険料とともに「所得税源泉徴収簿」に記録し、貴社の**給与システム等**で**当年中の拠出金額を集計・管理する仕組みを構築・運営**ください

※ NRKおよび弊社にて、加入者掛金を支払ったことを証明する書類の発行はしていません

- 加入者掛金の合計額は、源泉徴収票の「**社会保険料等の金額**」欄に**内書き**します

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

給与所得	90,000
社会保険料等	1,486,600

社会保険料等の金額	
内	90 千 000 円
	1,486 600

加入者掛金の合計額(小規模企業共済等掛金控除の合計額)を内書き

社会保険料等の合計額

1 企業型DC加入者掛金について

「給与所得者の保険料控除申告書」への記載について

- 加入者掛金は事業主様にて管理するため、本人から金額の申告は不要です
- 加入者掛金について、「給与所得者の保険料控除申告書」の「小規模企業共済等掛金控除」欄への記入は不要です

※当該欄を使用するのは、個人型DC(iDeCo)掛金を個人払込で支払った場合です



種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額 円
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
合計（控除額）	円

記載不要

2 (ご参考)企業型DC加入者掛金のご確認方法

NRK WEB事務システムから加入者掛金を確認する方法

- NRK WEB事務システムにて、掛金明細データを月毎にダウンロードし、加入者掛金を確認することができます。

※ 当年の拠出金額を確認する場合、1月～12月拠出分を確認することとなりますので、掛金対象年月は前年12月～当年11月をご選択ください。

- 1 「データダウンロード」の「各種ダウンロード」を選択
- 2 データ種別で「掛金明細データ」を選択

「データダウンロード」▶「各種ダウンロード」をクリック

「掛金明細データ」をクリック

- 3 検索条件指定で必要項目を入力後、「件数確認」を押下（参照は月毎になるため、当年分確認したい場合は12ヶ月分それぞれご参照ください）
- 4 下段にダウンロードボタンが現れるので押下すると掛金明細データ（エクセル）が表示され、H列「当月分加入者掛金予定額」が当月分の加入者掛金額となります

「拠出区分期間」を選択

「ダウンロード」をクリック

3 個人型DC(iDeCo)掛金について

個人型DC(iDeCo)掛金について

- 個人型DC(iDeCo)掛金の課税方法や年末調整の方法は、**社会保険料の取扱いと同様**です
- 個人型DC(iDeCo)掛金は、**全額が小規模企業共済等掛金控除の対象**となります
- 個人型DC(iDeCo)掛金の合計額は、**源泉徴収票の「社会保険等の金額」欄に内書き**します

社会保険料等の金額	
内	90 千 000 円
	1,486 600

加入者掛金の合計額(小規模企業共済等掛金控除の合計額)を内書き

社会保険料等の合計額

個人型DC(iDeCo)掛金の確認方法

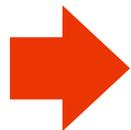
- 「**個人払込**」(本人が掛金を直接納付)の場合
事業主様は、加入者より当年中に支払った個人型DC(iDeCo)掛金額を申告いただき、源泉徴収票に記載してください
- 「**事業主払込**」(事業主様が月例給与から控除して掛金を納付)の場合
事業主様にて、月例給与から控除した個人型DC(iDeCo)掛金額を集計・管理する必要があります。加入者による金額の申告は不要です

3 個人型DC(iDeCo)掛金について

源泉徴収票への記載にあたって(個人払込の場合のみ)

- 源泉徴収票への記載にあたり、加入者に下記書類を提出いただきます
 - ・「給与所得者の保険料控除申告書」
 - ・「小規模企業共済等掛金払込証明書」
- ※ 毎年10～11月頃に国民年金基金連合会より加入者宛に送付されます

ご参考:給与所得者の保険料控除申告書の記載方法(個人払込の場合のみ)



種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額 円
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
合計(控除額)	

個人型DC(iDeCo)
掛金を含めた金額を
記載

ご留意事項

- 年末調整ではなく加入者本人による「確定申告」が必要となる場合があります

例: 加入者の初回掛金納付が9月以降で、小規模企業共済等掛金払込証明書の送付が年末調整に間に合わない場合

4 (ご参考) 中途退職者・入社者の取扱い

中途退職者・入社者の源泉徴収票について

- 原則、「年末に所属している勤務先」にて前の勤務先の企業型DC加入者掛金や個人型DC (iDeCo) 掛金を含めて当年度分の対応を行います

中途退職者の対応

- 事業主様は、対象者の退職時に年初(または入社日)から退職日までの加入者掛金または個人型DC (iDeCo) 掛金※を反映させた「源泉徴収票」を作成してください
※ 事業主払込の場合

中途入社者の対応

- 事業主様は、対象者から前の勤務先で当年中に支払った加入者掛金または個人型DC (iDeCo) 掛金を申告いただき、入社日以降の加入者掛金、または個人型DC掛金 (iDeCo) 掛金とあわせて「源泉徴収票」を作成してください

End of Presentation

- 本資料は、情報の提供を目的として作成しており、具体的な対応についてはお客様のご判断により行っていただくこととなります。お客様のご判断によって行ったご対応の結果生じた損害につきましては、弊社は一切責任を負いません
- 本資料における弊社からの提案をお客様が採用されない場合であっても、弊社との他のお取引についてお客様が不利益な取扱いを受けることはありません。また、弊社は本資料における提案をお客様が採用されることをお客様との他のお取引の条件とすることはありません
- 本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。また、今後の金融情勢・社会情勢等の変化により、内容が変更となる場合がございます
- 本資料は、法律・会計・税制上の助言をなすものではないため、法律・会計・税制上の取扱いについては各専門家にご確認くださいようお願い申し上げます
- 本資料の数値は、一定の前提に基づく概算数値が含まれる場合があります。実際の適用に際しては正式な計算を行う必要があり、その場合の結果は差異が生じますのでご注意ください。また、シミュレーションやバックテスト等のデータ、運用実績やリスク・リターン等による商品分類図を含めた本資料の内容は、将来の運用成果の向上を保証するものではありません
- 本資料に係る一切の権利は、他社資料の引用部分を除いて三井住友信託銀行に属し、いかなる目的であれ本資料の一部または全部の無断での使用・複製は固くお断り致します
- 本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会くださいますようお願い申し上げます

(以下の表示は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条の2で準用する金融商品取引法第37条の規定に基づく表示です)

信託契約に係るリスクについて

- 信託契約においては、金利・為替・株式等の価格変動により、また、投資先の信用状況の変化(発行者の事業内容、財務等の経営状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等)により、損失が生ずることとなるおそれがあります

契約の際、お支払い頂く報酬・手数料等について

- 本資料の記載内容に基づきお客様が弊社と新たに各種契約を締結する場合は、所定の報酬・手数料等が発生いたします。個別の計算方法はお客様と弊社が協議のうえ決定します。契約締結にあたっては、必ず弊社営業担当者宛に計算方法をご確認くださいようお願い申し上げます

商号等

- 弊社の商号等: 三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第649号
- 加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会